

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	1,488,054	3.42
イン・ルオ	1,447,712	3.33
楽天証券株式会社	938,000	2.16
佐々木 桂一	766,000	1.76
八木 大輔	630,000	1.45
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	447,394	1.03
松井証券株式会社	372,100	0.86
野村證券株式会社	331,811	0.76
森田 政廣	273,000	0.63
JP MORGAN CHASE BANK 385771	210,994	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

[社外取締役に關する事項]

社外取締役の人数 更新	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
指輪 英明	他の会社の出身者											
リウエン・ウ	その他											
ワンショウ・グオ	その他											
郡 高秀	他の会社の出身者											
鈴木 勘一郎	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
指輪 英明		○	○	○	----	企業経営に関する経験と知識を当社の健全な経営に資するため社外取締役として選任。また、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと考えられるため、独立役員として指定。
リウエン・ウ		○	○		----	日中両国の医療に携わった経験を生かし、その専門知識を当社の治験等の業務に資するため社外取締役として選任。

ワンショウ・グオ	○				----	日中両国の医療に携わった経験を生かし、その専門知識を当社の治験等の業務に資するため社外取締役として選任。
郡 高秀	○				----	長年に亘り培った日本及び中国の製薬業界に関する深い見識と、バイオベンチャーにおける代表取締役社長としての豊かな経験を当社の経営に資すると判断し、社外取締役として選任。
鈴木 勤一郎			○		----	過去当社グループの発展に大きく寄与したことで、大学教授として人材・組織や国際経営などに関する知見及び豊富な経験が、当社の経営に資すると判断し、社外取締役として選任。

[各種委員会]

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

[執行役関係]

執行役の人数 更新	2名
------------------------	----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
イン・ルオ	あり	あり	○	×	なし
トーマス・イースtring	あり	あり	×	○	なし

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、総務企画部長等の指揮命令を受けないものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人及び内部監査部門と必要に応じて会合を持ち、必要な情報を収集します。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期業績連動報酬として、取締役、執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株主価値との連動制を明確にし、株主の皆様と企業価値を一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて、新株予約権を割り当てることがあります。新株予約権の発行数は上限を設けて実施いたします。本件に関わる指標は発行の都度決められる「新株予約権の行使の条件」によります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、付与対象者の業績向上に対する意欲や士気を高め、その結果として企業価値の一層の向上を目的として付与しております。

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法につきましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針>

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の決議により、取締役及び執行役の個人別報酬を決定しております。

(イ) 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上、株主価値の増大に繋げる目的で各々の役位、担当執行業務に応じた職責、当社業績等を考慮のうえ決定いたします。

(ロ) 具体的方針

取締役及び執行役の報酬は、「基本報酬」、「株式報酬型ストックオプション」、「退職慰労金」で構成され、具体的には下記の通り規定しております。

a. 基本報酬

基本報酬は、取締役・執行役の別、常勤・非常勤、役職及び職務の内容に応じ決定します。

b. 株式報酬型ストックオプション

長期業績連動報酬として、取締役、執行役に対して、その報酬と当社の業績及び株主価値との連動制を明確にし、株主の皆様と企業価値を一層高めることを目的として、役位及び職務の内容に応じて、新株予約権を割り当てることがあります。新株予約権の発行数は上限を設けて実施いたします。本件に関わる指標は発行の都度決められる「新株予約権の行使の条件」によります。

c. 退職慰労金

取締役については、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈する場合があります。

d. 取締役・執行役の報酬限度額等

・取締役・執行役の報酬の合計額は、1事業年度につき2億円以内としております。

・執行役が取締役を兼任する場合には、取締役としての報酬のみを支給するものとし、執行役としての報酬は支給しないものといたします。

・執行役が取締役を兼任せず、執行役としての報酬を支給する必要がある場合には、職務内容等を勘案のうえ適切な報酬額を定めます。

(ハ) 決定手続き

前記の方針に従い、報酬委員会では公正かつ合理的な役員報酬となるよう、会社業績、個人業績等を勘案し、個別役員報酬を決定しております。その決定プロセスにおいては、国を問わず職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇についても考慮しております。

[社外取締役のサポート体制]

取締役会やその他会議に関する社外取締役への連絡及び情報提供については、社長及び管理部門管掌の担当役員より電話やEメール等を使用して適時行っております。その業務を円滑に行うため、各セクション（総務企画部・財務経理部）が内容に応じて必要書類の作成作業を分担し、当該役員をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の透明性を確保するため、取締役会が効率的に経営全般を監督し、事業運営に関する意思決定、執行を執行役に委任することで、業務執行と監督機能を分離させ、迅速な業務執行を行うため、指名委員会等設置会社制を採用しております。当社は、取締役会の元に指名委員会、報酬委員会及び監査委員会を設置し、取締役会、各委員会、執行役の役割を明確にして実効性のあるコーポレート・ガバナンスを確立しております。上記 3 委員会に加えて、執行の重要案件を審議し、決定を行う経営会議 (執行役会) を設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営における監督機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、執行役へ大幅に権限を委譲し、迅速な業務決定・執行を確立するため、指名委員会等設置会社形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	多くの皆様にご出席いただけるように、早期発送するよう努力しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの皆様にご出席いただけるように、株主総会を集中日を避けて実施するよう努力しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話を使用してインターネット経由にて議決権を行使できる環境を整備しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	環境向上に向けた取り組みを策定中です。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では英文招集通知の提供の予定はございませんが、検討すべき事項として認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	作成後の公表を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で実施を見合わせております。実施方法を検討して参ります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けに定期的説明会を行っておりませんが、個別にIRミーティングを実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	法定ならびに適時開示につきましては、原則としてホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務企画部にて所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、企業の説明責任を果たすべく、積極的にステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業情報を随時適切に開示することを行動指針としております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役会は、当社の執行役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保するために、以下の体制を含む内部統制システムを整備しております。

(1) 執行役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、執行役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定め、規範とします。また、その徹底を図るため、総務企画部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査委員会に報告されます。当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムを整備しております。

②執行役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。

③取締役会が選定する内部監査人は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、社長・CEO宛に改善の勧告を行っております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書保存管理規程」に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役会が選定した内部監査人は、文書保存管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務企画部門担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、総務企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めます。総務企画部がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に内部監査人、総務企画部門担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、執行役の職務の執行の効率化を図っております。

①職務権限・職務分掌を定めるものとして「組織規程」を制定

②部門管掌オフィサー及びアドバイザーを構成員とする経営会議の設置

③経営会議及び取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算設定、月次・四半期業績管理の実施

④経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

①当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する内部監査人は取締役会が任命し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するとともに「関係会社管理規程」を制定しております。

②当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

③内部監査人は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長・CEO及び(1)の担当部署及び(3)の責任者に報告し、(1)の担当部署は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、総務企画部部長等の指揮命令を受けないものとします。

(7) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制及びその他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び使用人は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告するものとします。なお、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止します。

監査委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することができます。監査委員会は会計監査人及び財務経理部から定期的に報告を受け、財務報告の適正性について確認ができる体制をとります。

監査委員会と代表執行役社長との間で定期的に意見交換を実施することとしております。

(8) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役は、監査委員会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査委員会の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、かかる反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。

(ア) 対応統括部署を総務企画部と定め、不当要求防止責任者を設置しております。

(イ) 社内、業界内の経験の蓄積、警察等関連機関からの情報収集に努め、被害防止に役立てております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社の内部情報の適時開示に係る基本方針について

1) 情報開示方針について

当社は、株主・投資家の皆様に有用な情報を提供することを目的に、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）に則り、適時かつ公平に情報開示を行っていく方針であります。また、それ以外の情報に関しても当社を理解していただく上で、有用と判断されるものについては、可能な限り適時かつ公平に開示を行っています。

2) 情報開示の方針の周知、啓蒙について

当社は、株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めていく方針であります。

3) 沈黙期間について

当社は、決算情報の株価に影響を与える情報漏洩を未然に防止し、公平性を確保するため、各四半期決算締め日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するコメント・ご質問への回答は差し控えています。但し、この期間中に既に発表した業績予想から大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、情報の開示を行います。

2. 当社の内部情報の適時開示に係る社内体制について

1) 適時開示対応部署

当社では、ディスクロージャー業務を重要情報管理責任者が統括しており、重要情報管理責任者の管理の下で、各部門長から情報を収集し、適時開示業務を遂行しております。

2) 適時開示に係る社内教育体制

当社では、「インサイダー取引防止規程」に基づき、役職員に対して内部情報管理に関する教育を行い、その重要性および趣旨を社内に周知徹底を図ってまいります。

3) 情報収集・開示体制

当社では、「インサイダー取引防止規程」に基づき内部情報の管理統括業務を重要情報管理責任者の管理により行なっております。

決定事実に該当する重要な事項については、経営会議を経て、取締役会で決定が行われます。共に重要情報管理責任者が出席しているため、決定・承認と同時に重要情報管理責任者がすべて把握できる体制となっております。

決算情報に該当する事項については、監査法人とも円滑なコミュニケーションをとっており、本決算、中間決算、四半期決算には適切な会計処理に基づき、適時開示に関して協議を行います。決算情報は経営会議を経て、取締役会にて決定が行われます。

重要事実が生じたこと又は生じたおそれがあることを知った場合については、速やかにその内容を重要情報管理責任者に通知し、当該情報の漏洩防止を図っております。その上で、経営会議を経て、取締役代表執行役社長より取締役会に報告すると同時に、適時開示に関する判断を行います。

4) 適時開示に関する監査体制

内部監査担当部門により業務執行の適法性、妥当性ならびに効率性の内部監査を実施します。適時開示は監査対象であり、監査結果に対して必要に応じて改善提案と指導を行います。

3. リスク管理体制の整備の状況

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有しませんが、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査委員会は当社グループの主要な財務リスク及びかかるリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

